

# 産廃優良性 評価制度

# 基準見直し、来年度早々に実施へ

環境省

## 情報公開期間を短縮

## 電子マニフェスト基準化

環境省は来年度早々に、産業廃棄物処理業優良性評価制度の基準見直しを実施する方針を固めた。2007年度の産業廃棄物処理業優良性推進委員会(委員長・北村喜宣上智大学教授)で提言されていた情報公開期間の短縮と電子マニフェスト加入の基準化について、4～5月頃規則改正で実施する計画だ。また、分かりづらかった許可証の記載についても、明確化を図る方向。優良性評価制度は05年4月の施行から4年が経過したが、適合確認された事業者数はやや伸び悩んでおり、同省では今年度以降さらなる普及・啓発を図っていく考えだ。

## 許可証記載の明確化も

優良性評価制度の評価項目は「順法性」「情報公開性」「環境保全への取り組み」の3つだが、このうちの情報公開については現状ではインターネットで5年以上公開することとなっている。評価制度の申請は原則5年ごとの許可更新時となり、この許可更新時とされており、やはり情報公開期間が5年とされていることが、適合確認数が伸び悩んでいる原因の一つと指摘されている。このため制度見直しを検討する回覧委員ではこれを半年以上に短縮するよう提言していた。

また、国が進める電子マニフェストについては、「処理業の優良化にもつながる取り組み」として加入を基準に加えるべきだと提言していた。基準に加えることでハードルが上がるといふ懸念も

あるが、「加入のみであれば負担は少ない」というのが委員会の結論だった。また、今回の実施に当たっては猶予期間も設定される見込みだ。いずれも07年度の委員会の成果として案が提出されているが、今年度より早く実現する方向となった。

このほかにも排出事業者への取り組みの各基準に適合」と記載するよう改める。

これに加え、許可証の記載についても明確化が図られる見通しだ。これまで適合確認を受けなくても、許可証には例えば「産廃収集運搬業許可証である」「許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準の適合性」と記載されるだけで、排出事業者などが許可証を見ても適合確認を受けているのかわからなくなるといふ指摘が多かった。このため、この文言のあとに「適法性、情報公開性、環境保

平成21年4月1日  
環境新聞